

令和2年度 農作業標準労働賃金協定表

令和2年4月～翌年3月末まで
大山町農業委員会

作 業 名		協定額(税込み)	摘 要
田 植 え	機械植え(10a当たり)	6,600 円	1. 側条施肥付500円加算 2. その他薬剤散布等は適宜加算
一 般 労 務		850 円	1. 1時間当たりの料金 2. 時間帯により適宜加算 3. 葉たばこ・ネギ調理含む
耕 耘 機 ・ ト ラ ク タ ー	荒 起	6,600 円	1. 農地の状況により適宜加算
	こ な し	3,900 円	
	代 か き	5,300 円	
	こなし・代かき同時	7,600 円	
	フレールモア (10a当たり)	6,100 円	
堆 肥	散 布	1,500 円	1. 1t当たりの料金 2. 堆肥料金は別途料金
あぜ草刈(1時間当たり)		1,800 円	1. 刈払機(機械代・燃料代含む)
あぜ塗り(1m当たり)		70 円	1. 農地の状況により適宜加算
薬剤散布(10a当たり)		1,000 円	1. ナイアガラ散布(機械代・燃料代含む)
追肥(10a当たり)		1,500 円	1. 機械代・燃料代含む
稲 刈	バインダー(10a当たり)	8,100 円	1. すみ刈りは、委託者で行う
	コンバイン(10a当たり)	17,300 円	1. カッター使用の場合は 500 円加算 2. 結束機使用の場合は 2,000円加算 3. すみ刈りは委託者で行う 4. 倒伏の場合は下記基準を協議のうえ加算する 2割～5割の倒伏…… 1 割増 5割以上の倒伏 …… 3 割増 5. 湿田の場合は協議のうえ加算する
稲 脱 穀	ハーベスター(10a当たり)	7,600 円	

賄
い
な
し

※消費税総額表示(協定額は消費税10%を含んだものです)

※梨については、西部果樹協会(0859-37-5814)までお問い合わせください。
※この協定表は全町の標準額です。地区・農地の状況によって異なりますので、
上記を参考に話し合いにより決定してください。